

# 兵庫県警察術科訓練安全管理要綱

昭和49年9月1日  
本部訓令第25号

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県警察における術科の訓練(試合、検定及び審査を含む。以下同じ。)に伴う受傷事故の防止及び保健管理に関する事項を定め、もって安全かつ積極的な術科の推進を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この要綱は、点検、礼式、教練、けん銃操法、救急法(水上安全法を含む。)逮捕術、柔道、剣道、体育その他の術科の訓練に関して適用するものとする。

(術科安全管理委員会)

第3条 安全かつ効果的な術科の訓練の推進を図るため、警察本部に術科安全管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、術科の訓練の安全管理を推進するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 安全管理の基本となるべき対策の樹立に関する事。
- (2) 安全管理の措置基準に関する事。
- (3) 事故の調査、統計、分析及び再発防止に関する事。
- (4) 安全教育の実施計画の策定に関する事。
- (5) 安全意識の高揚に関する事。
- (6) その他安全かつ効果的な術科の訓練を推進するために必要な措置に関する事。

3 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 警務部長
- (2) 委員 警務課長、教養課長、厚生課長、監察官室長及び委員長が指名する警察署長。

4 委員会は、委員長が定めるところにより、おおむね6か月に1回開催するものとする。ただし、重大な事故が発生したとき、その他必要があるときは、その都度開催するものとする。

5 委員会の事務は、教養課において行うものとする。

(術科安全管理者)

第4条 術科の訓練の安全管理を推進するため、次に掲げる者を術科安全管理者として指名する。

- (1) 教養課長
- (2) 警察学校長
- (3) 機動捜査隊長
- (4) 機動パトロール隊長
- (5) 鉄道警察隊長
- (6) 運転免許課長
- (7) 運転免許試験場長
- (8) 交通機動隊長
- (9) 高速道路交通警察隊長

(10) 機動隊長

(11) 警察署長

2 術科安全管理者は、委員会と緊密な連絡をとり、それぞれの所属（教養課長にあっては、術科安全管理者を置かない総ての所属）について次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 安全管理の措置基準の実施及び指導監督に関すること。

(2) 安全管理の実態は握に関すること。

(3) 事故の調査、検討及び報告に関すること。

(4) 安全教育及び安全意識の高揚の実施に関すること。

(5) その他委員会が指示する事項に関すること。

（術科指導者の心構え）

第5条 兵庫県警察術科指導者運用規程（昭和40年兵庫県警察本部訓令第16号）に規定する術科指導者は、安全管理の措置基準を遵守するとともに、術科安全管理者の指示に従い、訓練の指導に当たらなければならない。

（術科訓練者の心構え）

第6条 術科訓練者は、術科訓練に関する諸規則を遵守するとともに、術科指導者の指示に従い、意欲的かつ真剣な態度で統制のある訓練を行わなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年6月13日本部訓令第12号）

この訓令は、昭和63年6月13日から施行する。

附 則（平成17年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。